

年税第15号

平成26年6月23日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 今村 定臣

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等
に関する特別措置法の遵守の徹底について

今般、厚生労働省医政局総務課より、一部の医療機関において消費税の「転嫁拒否」の事案が発生し、医療機関に対し始めて公正取引委員会が勧告を行ったことを受け、別添の通り、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の遵守の徹底に関する周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、同措置法における消費税の「転嫁拒否」とは、法人の医療機関が、中小事業者（個人事業者、資本金等の額が3億円以下である事業者等）から仕入れを行った際に、合理的な根拠なく通常支払われる対価よりも低く定める行為である「買いたたき」等の行為を行った場合に該当します（「別紙1 転嫁拒否等の行為の是正」参照）。

他方で、同措置法は、正当な価格交渉が行われるよう「便乗値上げ」等を禁止していることにご留意ください（「別紙2 便乗値上げ」参照）。同措置法のポイントを整理した「別紙3 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について（補足）」を添付いたしますのでご活用ください。

同措置法の概要につきましては、すでに、平成26年1月15日付都道府県医師会長宛通知文「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置

法の遵守及の徹底について」（日医発第1029号）にて、ご案内しておりますのでご参照ください。

なお、ご不明な点がございましたら、年金・税制課までお問い合わせください。

(問合せ先)

日本医師会 年金・税制課 (担当: 宮澤)

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL : 03-3942-6519 FAX : 03-3942-6503

メールアドレス : tmiyaza@po.med.or.jp

[添付資料]

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について（厚生労働省医政局長、平成26年6月18日）
- 山形市（山形市立病院済生館）に対する勧告について（公正取引委員会、平成26年6月17日）
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について（厚生労働省医政局総務課長、平成26年2月26日）
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について（厚生労働省医政局総務課長、平成25年12月26日）
- 地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について（公正取引委員会、平成26年2月26日）
- 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について（厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長、平成26年2月26日）
- 参考 消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問（抄）（公正取引委員会）
- 別紙1 転嫁拒否等の行為の是正（パンフレット『消費税の円滑かつ適正な転嫁のために』（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より抜粋）
- 別紙2 便乗値上げ（パンフレット『消費税の円滑かつ適正な転嫁のために』（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より抜粋）
- 別紙3 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について（補足）（日本医師会）

医政発 0618 第 4 号
平成 26 年 6 月 18 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

先般お知らせしたとおり、平成 26 年 2 月に一部の医療機関において、消費税率引上げ分の転嫁を拒否する事案が発生し、公正取引委員会から消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく指導が行われました。これを受け、同月 26 日付け医政総発 0226 第 2 号又は同日付け医政局指導課事務連絡により、傘下会員に対して、平成 25 年 12 月 26 日付け医政総発 1226 第 2 号又は同月 20 日付け医政局指導課事務連絡を再度周知いただいたところです。

しかしながら、この度、別添のとおり、山形市立病院済生館において、医療材料等を納入する事業者に対して、消費税率引上げに対応するため約 1.5 % の値引きを要請する事案が発生し、公正取引委員会から法第 6 条第 1 項の規定に基づく勧告が行われました。医療機関に対して公正取引委員会が勧告を行うのは、今回が初めてです。

今般の消費税率引上げにおいては、消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）を禁止するための法を整備するとともに、転嫁拒否等の調査・指導のため、公正取引委員会、中小企業庁では、合わせて 600 名程度の臨時増員が行われているほか、転嫁拒否事案の把握を目的に、中小企業・小規模事業者等全体に対して、悉皆的な書面調査を実施するなど、政府一丸となって、転嫁拒否に係る監視・取締りを実施しているところです。また、公正取引委員会、中小企業庁及び各省庁においては、引き続き、転嫁拒否に対して迅速かつ厳正に対処するとともに、公正取引委員会においては、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行うこととしております。

こうした事情を踏まえ、貴職におかれましては、医療機関における消費税転嫁に関する違反の再発防止の徹底のため、傘下会員に対して、平成 25 年 12 月 26 日付け医政総発 1226 第 2 号又は同月 20 日付け医政局指導課事務連絡を改めてご周知いただきますようお願ひいたします。

山形市（山形市立病院済生館）に対する勧告について

平成26年6月17日
公正取引委員会

公正取引委員会は、山形市が設置する山形市立病院済生館（以下「済生館」という。）に対し調査を行ってきたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反する行為が認められたので、本日、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、同市に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

名 称	山形市（山形市立病院済生館）
所 在 地 (済生館の所在地)	山形市旅籠町二丁目3番25号 (山形市七日町一丁目3番26号)
代 表 者	市長 市川 昭男
事業の概要	病院事業

2 違反事実の概要

(1)ア 山形市は、条例に基づき済生館を設置し、病院事業を行う事業者であり、済生館で使用する医療材料について納入業者（このうち、資本金の額が3億円以下である納入業者を「特定供給事業者」という。以下同じ。）から継続して供給を受けている。

イ 山形市は、済生館において使用する医療材料について、4月から9月までの期間を上期、10月から翌年3月までの期間を下期とし、半年ごとに納入業者と価格交渉を行って、各期間における納入価格を決定していた。

(2) 山形市は、消費税率引上げに対応するため、平成26年度上期の医療材料の納入価格（消費税を含まない価格をいう。以下同じ。）について、平成25年度下期の納入価格から引き下げることとし、平成25年度下期の納入価格から次のア又はイにより算出した率を乗じた額などを減じて算出した医療材料ごとの目標値を定めた旨を、平成26年1月に医療材料を納入している納入業者に文書で通知した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局東北事務所消費税転嫁対策調査室
電話 022-217-4260（直通）
公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室
電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

ア 特定保険医療材料（注）は、消費税率引上げ分の3パーセントから平成26年度診療報酬改定による消費税対応分の0.09パーセントを控除し、それに2分の1を乗じて算出した率である1.455パーセント

（注）特定保険医療材料とは、保険医療機関及び保険薬局における医療材料の支給に要する平均的な費用の額が、診療報酬とは別に定められている医療材料。

イ その他の医療材料は、消費税率引上げ分の3パーセントに2分の1を乗じて算出した率である1.5パーセント

（3）山形市の前記（2）の行為は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品の供給に関して、商品の対価の額を当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むものである。

3 勧告の概要

- （1）山形市は、済生館において平成26年4月以後に特定供給事業者から供給を受ける医療材料の納入価格について、平成25年10月から平成26年3月までの納入価格から、平成26年4月1日の消費税率引上げ分の一部に相当する額を減じて定めないこと。
- （2）山形市は、今後、特定供給事業者から受ける商品の供給に関して、商品の対価の額を当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く定めるよう要請することにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むことのないよう、職員に勧告の内容について周知徹底するとともに、消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備のために必要な措置を講じること。
- （3）山形市は、前記（1）及び（2）に基づいて採った措置について、特定供給事業者に通知すること。
- （4）山形市は、前記（1）から（3）までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

1 本件の概要

参考

山形市
(特定事業者)
(自市内に「山形市立病院済生館」を設置して
病院事業を行っている地方公共団体)

＜平成26年度上期の納入価格の決まり方＞

納入価格=目標値となるよう価格交渉
決まった納入価格に消費税率8%を加算

$$\text{目標値} = \boxed{\text{平成25年度下期の納入価格}} - \boxed{\text{値引額
・消費税率引上げ分の一部相当額など}}$$

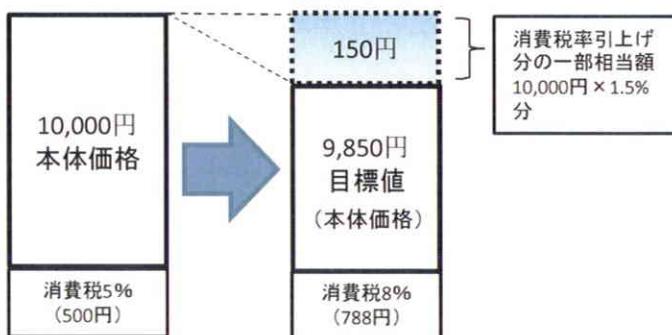
1 平成26年1月、消費税率の引上げに対応するため、山形市立病院済生館において使用する医療材料について、平成25年度下期の納入価格から引き下げるることとし、平成25年度下期の納入価格から以下の率を乗じた額などを減じて算出した目標値を定めた旨を、医療材料を納入している納入業者に文書で通知した。

- ・ 特定保険医療材料は1.455%
- ・ その他の医療材料は1.5%

2 医療材料の納入価格を、当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く設定することにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒んだ。

(本体価格10,000円のその他の医療材料の場合)

平成25年度下期 平成26年度上期



勧告の内容

○医療材料の納入価格について消費税率引上げ分の一部相当額を減じて定めないこと

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと
など

山形市立病院済生館で使用する
医療材料を供給する納入業者
(特定供給事業者25社)

医政総発0226第2号
平成26年2月26日

公益社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

標記につきまして、平成25年12月26日付け医政総発1226第2号厚生労働省医政局総務課長通知「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」により、法の遵守及び傘下会員への周知をお願いしたところです。

今般、一部の医療機関において、平成26年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等を納入する事業者に対して、一律に3%以上の納入価格引下げを要請し、その一部を受け入れさせる事案が発生し、公正取引委員会の指導が行われました。（別添資料「地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について」を御参照ください。）

貴職におかれましては、上記の通知の内容について、既に傘下会員に御周知いただいているところかと存じますが、改めてその徹底について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知と同日付けで、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について」を貴職あてお送りしておりますので、併せて御配慮いただきますようお願いいたします。

医政総発1226第2号
平成25年12月26日

公益社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインを遵守いただくとともに、下記の要請文書やパンフレットとともに傘下会員に適宜周知いただきますようお願いします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年11月付け20131008中第5号、公取第238号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成25年11月15日付け消表対第522号消費者庁表示対策課長通知）

パンフレット

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成25年10月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成25年10月 中小企業庁）

以上

地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について

平成26年2月26日

公正取引委員会

公正取引委員会は、地方公共団体が設置する病院に対する消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査結果を踏まえて、平成26年2月24日、関係団体に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して周知徹底するよう要請した。

1 調査結果の概要

- (1) 公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に対する調査を行ってきたところ、地方公共団体が設置する病院が、本年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等の納入業者に対して一律に納入商品の価格を3%以上引き下げる旨を要請し、これを一部受け入れさせていたという事実が認められた。
- (2) この行為は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反するものであり、公正取引委員会は、平成26年2月20日、前記(1)の病院を設置する地方公共団体に対し、同法第4条の規定に基づき、引き下げた納入商品の価格を引下げ前の価格まで引き上げるとともに、引下げ時に遡って当該価格を適用すること等の指導を行った。

(注) 「診療材料等」とは、注射針、ガーゼなどの医療現場で用いられる消耗品及び血液等の検査に使用される薬品をいう。

2 要請の概要

前記1の調査の結果、病院を設置する地方公共団体が消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第2号の「特定事業者」に該当し、指導の対象となったことから、公正取引委員会は、平成26年2月24日、公益社団法人全国自治体病院協議会に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して十分に周知徹底することを要請した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課

電話 03-3581-3371（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

3 その他の公正取引委員会の対応

(1) 公正取引委員会では、ホームページ上の「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」コーナー（下記参照）に病院（地方公共団体が設置する病院等を含む。）の設置者が消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当し得る旨を掲載し、周知を図った（参考「1 消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問（抄）」参照）。

「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」コーナー

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

(2) 本年4月の消費税率引上げを控え、これから事業者間の価格交渉がより活発になると考えられる。そのため、公正取引委員会は、今後も、情報収集や調査を積極的に行い、違反行為が認められた事業者については迅速に指導するとともに、重大な違反行為があると判断された場合には、勧告を行い、違反事業者の名称を公表するなど、厳正に対処していく。

医政発 0226 第 1 号

薬食発 0226 第-1 号

平成 26 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成 25 年 10 月 1 日閣議決定)において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に引き上げることが確認されました。

貴団体におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて傘下の会員に対し、周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

(1) 医療機関等が購入する医薬品、医療機器等(以下「医薬品等」という。)については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。

(2) 医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。

(3) 医薬品等については、国民医療に支障が生じないよう、安定的に供給される必要があり、製造販売業者等に対し、医療機関等にこれを適切に供給していくよう、別途、指導しているところであるが、消費税率引上げ前において、例えば、一部の医療機関等が限度を越えた在庫の積み増しを行うならば、結果的に、医薬品等の供給不足等をきたすおそれもあるので、慎重に対処いただきたいこと。

2. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について

平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されているところ、買いたたきなど、特定事業者（商品等の買手側：医療機関等）が特定供給事業者（商品等の売手側：納入業者等）に対して、消費税の転嫁を拒否する行為については、消費税転嫁対策特別措置法において規制の対象となることにも留意されたいこと。

注1) 例えば、特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は、買いたたきに該当するおそれがある。ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合や、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合など、合理的な理由がある場合については、ただちに、消費税転嫁対策特別措置法上の問題とはならない。

注2) なお、消費税転嫁対策特別措置法の詳細については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年9月公正取引委員会)を適宜参照されたい。

1 消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問（抄）

○ 掲載済みのQ & A

Q 3 都道府県や市町村などの地方公共団体や、独立行政法人なども消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者になりますか。

A 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当する可能性がありますので、地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当します。

○ 今般新たに掲載したQ & A

Q 18 当医療法人は、病院を開設していますが、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当しますか。

A 医療法人が病院や診療所を開設し、医薬品等の納入業者と継続的な取引があれば、特定事業者に該当します。

また、国、地方公共団体又は独立行政法人などが病院や診療所を開設している場合、当該国、地方公共団体又は独立行政法人なども、上記と同様に納入業者と継続的な取引があれば、特定事業者に該当します。

2 消費税転嫁対策特別措置法の概要（消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置）

○ 特定事業者及び特定供給事業者の定義（第2条第1項・第2項）

	特定事業者（転嫁拒否等をする側）（買手）	特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側）（売手）
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

○ 特定事業者の遵守事項（第3条）

- ① 減額、買いたたき（第3条第1号）
 - ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること。
 - ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること。
- ② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）
 - ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること。
 - ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ③ 本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）

商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと。
- ④ 報復行為（第3条第4号）

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

○ 違反行為者に対する措置（第4条・第6条）

① 指導・助言（第4条）

特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

② 劝告・公表（第6条）

違反行為があると認めるときは、特定事業者に対して、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表する。

3 参照条文

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（抄）（平成二十五年法律第四十一号）

（定義）

第二条 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

- 一 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」という。）
- 二 法人である事業者であって、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）
 - イ 個人である事業者
 - ロ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）である事業者
 - ハ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業者
- 2 この法律において「特定供給事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。
 - 一 事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
 - 二 前項第二号イからハまでに掲げる事業者が同号の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハまでに掲げる事業者
- 3 （略）

（特定事業者の遵守事項）

第三条 特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。
- 二 特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されること。
- 三 商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。
- 四 前三号に掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

(指導又は助言)

第四条 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、前条の規定に違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする。

(勧告)

第六条 公正取引委員会は、特定事業者について第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

2 転嫁拒否等の行為の是正

別紙 1

POINT 1 減額

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31までの措置)。

一般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受けける商品又は役務(サービス)の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係

特定事業者(買手)

大規模小売事業者に継続して
商品又は役務(サービス)を
供給する事業者

特定事業者(買手)

左の特定事業者に継続して商品又は役務
(サービス)を供給する①の事業者
①個人事業者
②人格のない団体等
③資本金等の額が3億円以下で
ある事業者

右の①から③の事業者から継続して商品又は役務(サービス)の
供給を受ける法人である事業者
(大規模小売事業者を除く。)
(※)大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であつて前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。
①減額、②買いたたき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、
⑤報復行為

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リペートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リペートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

- ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合

POINT 2 買いたたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合
- 注 ①「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務(サービス)の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買いたたきとはなりません】

〈具体例〉

- ▶ 大量注文、共同配達、商品購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合



POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

（具体例）

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 本体価格の引下げに応じなかつた取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協定金額を要請する場合
- 通常必要な費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は専員を要請する場合
- 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合



消費税の転嫁拒否等の行為に対するは、政府一丸となつて監視・取締りを行つてていきます。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を要求したり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するためには、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めると認めるとときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
- なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行わわれている場合には必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるとときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。
- （注）建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。
- （注）消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

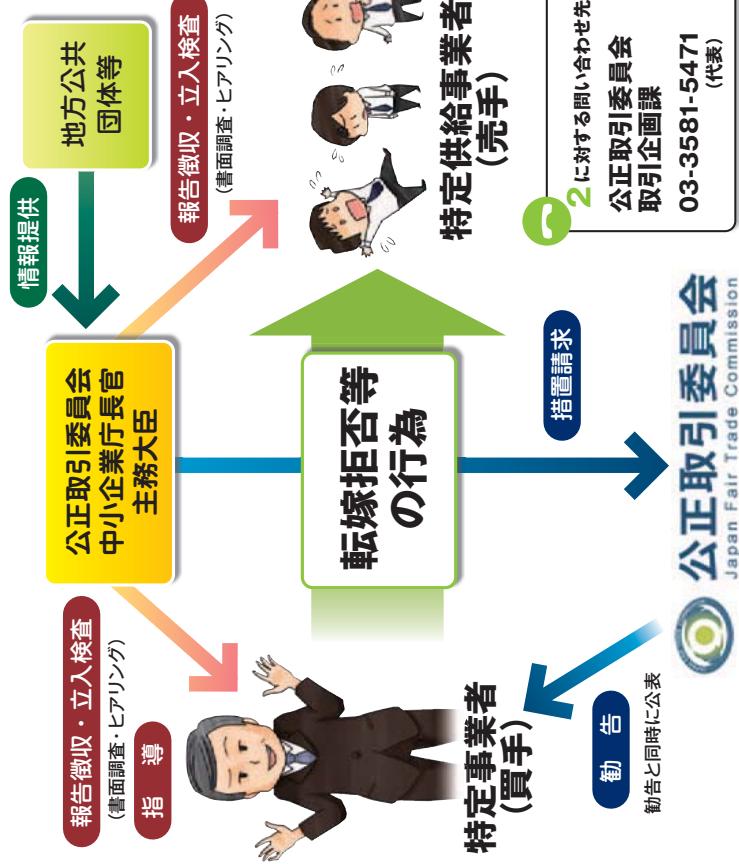
特定事業者は、価格交渉を行つ際、特定供給事業者から本体価格^(*)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

（具体例）

- 本体価格での交渉を申し出した際に、それを拒否する場合
- 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したことから、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行つてはいけません。

便乗値上げ

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの①
～事業全體で適正な転嫁をしている場合～

便乗値上げは、いけません。

～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。

便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が何らかの理由がないにもかかわらず、税率の変更に見合った以上の値上げをする場合、それは便益を上げてある可能性があります。

ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定するものであるため、他の業界など異なる場合には便益を上げに該当するのかを判断するに当たっては、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

ちなみに、課税される商品やサービスについて、本邦の税率が全く変わなければ、消費税率の引上げなどを行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、扶助価格の場合で、それ次のように考えら

1万円の商品・
(※) 本体価格は、消費税率
1万円と表示される場合

1万円の商品・サービスの値上げについて

**1 総額表示(税込価格)で
1万円と表示されている場合**

1万円と表示されている場合

**2 税抜価格で
1万円と表示**

1万円と表示されている場合

本体

本体価格

10,000円
税率5%

10,500円
税率5%

10,285円
税率8%

10,000円
消費税

10,000円
税率5%

5,244円
税率5%

課稅事業者

1万円と表示されている場合

10,800円

本体価格

税5%

1万円

免税事業者

免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合について

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの²～免税事業者が仕入価格に値を含まれる税額を転嫁する場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3%を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げであるように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当りません。

各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているものの場合、あるものについては引き下げる方面、あるものについては20%を超過する傾向があります。

事業全体として適正な軒嫁を行っている場合の例				
(区間A、Bとともに総額表示)				
区間A (85万人利用)	1500円 →	1500円	据置き	の値上げが予想されます。
区間B (75万人利用)	1800円 →	1900円	10円引き上げ (引上げ率=0.00%)	
事業全体 売上額	262.5 (百万円)	270.0 (百万円)	7.5万円 (増加率=2.85%)	したがって、左の事業者の例では、事業全体としての売上げ率が理論値と一致していることから、区間Bに比べて5.56%の引上げがあることをもって便乗値上げであるとは言えません。

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないものの② ～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

～7に対する問い合わせ先 消費者庁消費生活情報課 03-3507-8800(代表)

別紙3

消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について（補足）

消費税転嫁対策特別措置法において、特定事業者⁽¹⁾は、特定供給事業者⁽²⁾に対し、以下に掲げる消費税の転嫁拒否等の行為⁽³⁾を行ってはならないこととされています。

(1) 特定事業者（転嫁拒否等をする側、買手）

特定供給事業者⁽²⁾から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者
例えば、病院や診療所を経営する医療法人

(2) 特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側、売手）

- ① 資本金等の額が3億円以下の事業者
- ② 個人事業者等

例えば、医療材料の納入業者、業務の外注先（いずれも中小事業者）

(3) 消費税の転嫁拒否等の行為（詳しくは別紙1参照）

- ① 減額
- ② 買いたたき
- ③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- ④ 本体価格での交渉の拒否
- ⑤ 報復行為（公正取引委員会へ通報した納入業者への報復）

ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合など、合理的な理由がある場合には、ただちに問題とはなりません。

他方で、同法においては、正当な価格交渉が行われるよう「便乗値上げ」等が禁止されていることにもご留意ください。（詳しくは別紙2参照）

以上